

東京、平4不69、平7.5.23

命 令 書

申立人 帝京中高等学校教職員組合

被申立人 学校法人帝京学園

主 文

- 1 被申立人学校法人帝京学園は、申立人帝京中高等学校教職員組合が申し入れた、平成4年4月15日付要求書に関する団体交渉に、権限のある交渉員を出席させ、また申立人組合の要求事項に対して資料を提示し、被申立人学園の主張の根拠を明らかにするなど誠意をもって応じなければならない。
- 2 被申立人学園は、本命令書受領の日から1週間以内に、55センチメートル×80センチメートル（新聞紙2頁大）の大きさの白紙に、下記の内容を楷書で明瞭に墨書して、被申立人学園職員室の教職員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

記

年 月 日

帝京中高等学校教職員組合
執行委員長 X 1 殿

学校法人帝京学園
理事長 Y 1

当学園が、貴組合が申し入れた、平成4年4月15日付要求書に関する団体交渉において、権限のある交渉員を出席させず、また、誠意をもって交渉に応じなかったことは、不当労働行為であると東京都地方労働委員会において認定されました。今後このような行為を繰り返さないよう留意します。

（注：年月日は文書を掲示した日を記載すること。）

- 3 被申立人学園は、前各項を履行したときは、すみやかに当委員会に文書で報告しなければならない。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人帝京中高等学校職員組合（以下「組合」という。）は、被申立人学校法人帝京学園の帝京中学校および帝京高等学校の教職員により、平成2年3月3日に結成された労働組合であり、本件申立て当時の組合員数は28名である。

なお、組合は申立外東京私立学校教職員組合連合（以下「東京私教連」という。）に加盟している。

(2) 被申立人学校法人帝京学園（以下「学園」という。）は、肩書地に本部および帝京中学校、帝京高等学校を、山梨県小淵沢町に帝京学園短期大学、帝京第三高等学校、帝京学園短期大学付属幼稚園を置いて、主として学校教育を行う学校法人であり、本件申立て当時の教職員数は、約220名（帝京中学校および帝京高等学校の教職員数は約90名）である。

なお、学園を含むいわゆる帝京グループには、学校法人帝京大学、学校法人沖永学園など約10の学校法人があり、それぞれ帝京大学の総長であるY2およびその親族が理事長、理事、評議員などを務めている。

2 組合の結成とY3理事長との団交について

(1) 平成2年3月3日、学園の教職員26名をもって組合が結成され、組合は結成直後に組合員の身分保障、組合掲示板・印刷機等の使用についての要求書を提出し、団交を求めた。

これに対して学園は、業務多忙を理由として4月まで団交は行えない旨主張し、4月13日になって、学園からY3理事長（当時の役職、以下「Y3理事長」という。）とY4理事（当時の役職、以下「Y4理事」という。）が出席し、学内の会議室において第1回団交が開催された。

この団交および5月18日の団交において、①交渉団体としての承認と労働関係法規の遵守、②許可制による学園施設・什器の使用、③掲示板の設置などが合意され労働協約が締結された。

(2) この後、6月15日および27日にY4理事が出席し、学内の会議室において団交が行われた。これらの交渉のなかで同理事は、学園の収支の概要や学園を含む私立中学校約200校の教員の年収を調査した結果を示して、学園の教員の年収が他の私立学校の教員と比較して低いことを自認したが、同理事には賃金を決定する権限がないとして以後の団交はY3理事長と行ってほしいとの態度を示した。

他方で同理事長は組合役員と面会することを拒否するなどの経過があり、しばらくの間団交は中断したが、8月1日に新高輪プリンスホテルにおいて、組合と同理事長との間で団交がもたれ、これ以降同理事長との間で団交が持たれるようになった。

そして、同年9月から11月にかけては都合7回の団交が行われるなど頻繁に団交が持たれた時期もあったが、同理事長が「オール帝京の理事会で歩調を合わせてやっているのだから、帝京中高だけ給与が突出するのは望ましくない。」「財政は赤字である。生活が苦しければ、外部に出て収入を得るようにすればよい。」「都並みぐらいの教育しかやっていないのなら、都並みの給与でいいはずだ。」などと発言したり、同理事長が友人との飲食のために予定されていた団交を中止したりするなどのことがあり、組合は、学園の団交態度や団交の内容に不満を持っていた。

3 Y3理事長当時の学園の不祥事と新理事会の発足について

(1) 3年6月7日、学内の校長室と2つの会議室から盗聴器が発見される

という事件が起きた。また、その後学園の帝京学園短期大学において、募集人員の水増しや無認可のコースの設置などの不祥事が相次いで明らかになった。

(2) 10月8日、東京都は、上記盗聴器問題についての調査結果報告を行い、盗聴器設置がY3理事長の責任において行われたことを確認するとともに、同理事長就任以来一度も理事会が開かれていないことが明らかになったことから、学校法人所管庁である文部省と対応を協議していく意向を示した。

(3) そして12月19日、文部省は学園に対し、「指導事項」として①運営体制の刷新と法人の円滑・適正な運営、②入学選抜方法の適正化および教務面の適切な運営、③経理の適正処理と内部監査機能の強化、④事務処理体制の見直し・整備の4項目を示した。

また、翌4年2月12日、東京都は、前記の盗聴器問題と理事会運営問題を理由として、学園に対する4年度の助成金約1億円（3年度助成金約5億円の2割に相当）の削減を決定した。

(4) この間、組合員を中心とする教職員からなる学園正常化委員会や生徒の父母らで組織する後援会から、学園正常化に向けてY3理事長の退陣等を求める要望や提言がなされ、結局4年1月末をもってY3理事長を含む4理事は退任し、翌2月1日、Y1理事長、Y5理事（以下「Y5理事」という。）、Y6理事（以下「Y6理事」という。3年11月に理事に任命された同理事は留任した。）、Y7理事、Y8理事からなる新理事会が構成されることとなった。

4 本件団交の経過および内容について

(1)① 4年2月18日、組合は、新理事会が発足したが教職員には構成メンバーすら知らされておらず不安であること、また、社会的に大きな批判を受け、助成金の削減という制裁も受けた不祥事について新理事会がどのように学園を正常化していくのかを知りたいとして、同月27日午後4時から学内で次の事項について団交を行いたい旨申し入れた(ちなみに組合は、以後の団交申入れでも一貫して学内での団交を求めている。)

ア	新理事会について
イ	新評議員会について
ウ	寄付行為について
エ	「会長」職について
オ	助成金の削減について
カ	春闘要求について

② これに対し学園は、2月27日は都合がつかないので3月4日に板橋区立産文ホールで団交を行いたいこと、組合の申し入れた議題のうちアないしエは団交議題としては不適当なので取り上げないこと、外部団体から参加のある場合は委任状を提出すること、組合側出席者数は

学園側出席者数（Y 6 理事、Y 5 理事、Y 9 会計課長〈以下「Y 9 課長」という。〉の 3 名）と同数とすることなどを回答した。

- ③ そして、3 月 4 日午後 6 時から 8 時ごろまで（団交時間が約 2 時間であるのは以降の 4 回の団交でも同じ。）、板橋区立産文ホールで、学園側から Y 6 理事、Y 5 理事、Y 9 課長（書記として出席）の 3 名が出席し、組合側から東京私教連の X 2 副委員長、組合の X 1 委員長ら執行委員の合計 9 名（組合側出席者は、後記 6 月 17 日の団交を除いてほぼ同じ）が出席して団交が行われた。

この席上、学園側は、出席している 2 名の理事は全権を委任されており、団交の場で取り決めたことはその場で協定を結べることを確認し、また、学園からの団交議題、出席者数についての申入れについてもこれまでの取り決めがないのであればこだわらないとの姿勢を示した。

そして、学園側から「(理事、監事、評議員の) ラインアップをね、お知らせしましょう。そうでないと、……会社でいうと取締役も常務も専務も社長も副社長の名前もわからないということでしょう。」「(就業規則を) 見てみてそれで直すべきものは直す。……いいっていうものはいい。それをお互いにはっきり理解しあう必要があるんですね。」「寄付行為は……理事会の憲法なんだと思ったんです。……じっくり読んでみましたが、これを公開できない理由は実はないだろうと思うんですね。」「(理事長に送る必要のある書類は) 住所をお知らせ致しますので、そこに郵送いただけますか。」「(賃金については組合との交渉で決めるというのは) よろしいでしょう。……だから今のままにしますと言えればいいんでしょう……たとえば。……今のままじゃ嫌だって、どういうところが嫌なんだって、こういうことになって決めるという形で。」などの発言があったほか、組合側から賃金交渉の資料として、「モデル賃金表」（新規学卒者が学園に採用された場合に、初年度、1 年後、2 年後というように学園の規定に基づいて順次昇給していった場合に、年齢ごとに賃金額がどうなるかを表にしたものを当事者間でこのように呼んでいる。以下当事者の呼称に従い、これを「モデル賃金表」という。）が必要であるとの説明がなされ、組合と Y 9 課長との間でモデル賃金表の作り方の技術的な問題などについてのやりとりがあった後、次の 6 項目について Y 6、Y 5 両理事と X 1 委員長が署名捺印して確認した（以下この 6 項目を「3 月 4 日確認事項」という。）。この際、組合からモデル賃金表のフォームを示してもよいとの発言もあった。また、春闘要求については次回以降の団交で協議することにした。

- 1 理事名・評議員名・監事名を公表する。
- 2 就業規則を提示する。
- 3 寄付行為の公開を検討する。
- 4 Y1理事長の東京での住所を知らせる。
- 5 賃金については組合との交渉で決める。
- 6 平成3年度のモデル賃金表を提出する。

- ④ ちなみに、学園の就業規則は、後記のとおり4年9月ころから職員室に備えつけられるようになったが、同規則（第46条）には「高校並に中学の場合に於て俸給は1カ年を通じ本学園より支給される金額は原則として都の俸給の1カ年分と等しくなる様にする。俸給の定義は都条例の定義による。又この規定は本学園の予算の許さざる場合はこの限りでない。」との規定がある。そして、学園では東京都職員給料表を賃金テーブルとして用い、給料は「都並み」であるとしているが、初任給の決定のための前歴換算の方法が異なること、勤務成績による特別昇給、研修終了時や表彰時の特別昇給の制度がないことなどにより、学園の教員の実際の賃金は同経歴の都の教員よりも低かった。
- (2)① 組合は3月13日、前回の団交で次回協議とされた春闘要求について同月19日に団交を行いたいと学園に申し入れた。これに対し学園は、年度末は時間的余裕がないので4月に改めて協議したい旨回答した。
- この回答に対し組合は、3月4日の団交での確認事項も履行されていないし、多忙を理由に団交開催を引き延ばすのは不誠実であるとして、3月19日および同月25日に抗議と団交の申入れを行った。
- これらの申入れに対して学園は、4月15日午後5時30分から板橋区立産文ホールで団交を行いたい旨を4月6日に回答した。
- ② 4月15日の団交では、前記3月4日確認事項について次のようなやりとりがあった。
- ア 3月4日確認事項の位置づけについて
- 組合が3月4日確認事項の履行がなされていない点について質したのに対し、学園は、3月4日確認事項はそれを履行することを確認したのではなく、その事項が話し合われたことを確認しただけで、理事会に諮ってどう対応するのかを決めるものと理解していた旨回答した。
- また、組合がこのことに関連して団交に出席している理事が全権委任を受けているのかどうかに疑問を呈したのに対し、学園は、全権委任されているからといって団交の場で決定してしまうということではない旨を述べた。
- イ 「理事名・評議員名・監事名を公表する。」について
- 学園は、もう組合が知っているから公表の必要がないと述べた。組合が、理事名は知っているが、評議員、監事については知らない

旨を述べると、学園の両理事は自分たちも評議員全員の名は知らないと言った。

ウ 「Y1 理事長の東京での住所を知らせる。」について

学園は、理事長の住所を知らせるよりも、理事長に用件があるときはY9 課長に伝えてもらったほうが早いとの見解に終始した。

エ 「平成3年度のモデル賃金表を提出する。」について

Y9 課長は、どういう表を作ればよいか分からないし、前回の話合いでも表のフォームが組合から提出されるものと思っていたのでそれを待っていたこと、確認書は自分が調印したのではないからそれを実行する必要はないことなどを述べた。

組合は、このようなY9 課長の発言に対し、約束が違うと強く反発し、賃金交渉の資料としてモデル賃金表が必要である旨を重ねて主張するとともに、同課長が書記の立場であるにもかかわらず交渉員と異なる見解を主張するのであれば同課長の団交出席は認められないなどと述べた。これに対して学園は、賃金交渉にモデル賃金表が必要であるならそれを作る努力は必要であると思うとして、モデル賃金表をどのような形で出すか持ちかえってよく相談してみる旨を述べた。

③ なお、4月15日の団交で、組合は、次の内容の春闘要求を提出したが、これについての具体的な話合いは行われなかった。また、次回団交は同月21日または22日に行うことが確認された。

1 待遇に関する要求

ア	ベースアップ	現行基準内賃金の一律14%
イ	扶養手当	配偶者（欠配の一子を含む） 20,000円
		扶養親族の二人まで 10,000円
		その他の扶養親族 5,000円
ウ	住宅手当	一律 20,000円
エ	一時金	年間 6.5ヶ月
オ	入試手当	一律 100,000円
カ	前歴の回復措置	100%回復し年齢給とする

2 労働条件に関する要求

- ア 研究日を週一日保障すること
- イ 定期考査中の就業時間を短縮すること
- ウ 期末考査後の家庭学習日を任意登校とすること
- エ 標準持ち時間を14時間＋ホーム・ルームとすること
- オ 婦人教職員の労働条件の改善
 - 1. 産休を産前・産後各8週間以上保障すること
 - 2. 一年間の育児休業を認め、原職復帰を保障すること
 - 3. 一歳未満の子の養育のため、一日2時間の育児時間を保障すること

3 教育条件に関する要求

- ア 学級定員数 40人以下とすること
- イ 施設の整備・改善 旧校舎の天井、壁、窓枠、ドア、照明、手洗い場など
- ウ 専任教職員数 専任教職員を増員すること

4 その他の要求

- ア 印刷機の使用を認めること（紙代は組合が負担する）
- イ 組合員の就業時間内における活動を拡大すること
- ウ 組合と共同での公費助成運動への取り組み

- (3)① 4月18日、組合は前回の団交終了時の確認に基づいて、4月21日と22日のいずれに団交を行うのかの回答を学園に求めたが、学園は回答しなかった。このため組合は、4月23日、5月2日、5月6日および5月18日の4度にわたり団交申入れ（いずれも団交議題は「春闘要求について」）を行った。

これらの申入れに対して学園は、5月21日にいたり、同月28日午後5時30分から板橋区立文化会館で団交を行いたい旨回答した。

- ② 5月28日の団交でY6理事(この日の団交にはY5理事は出席せず、学園側からはY6理事、Y10総務課長〈以下「Y10課長」という。〉、Y9課長の3名が出席した。)は、春闘要求について「私も帝京高校で教職にあって、まああなた方の先輩としてやってきたわけで……それで僕の率直な感じは……内容は都並みに月々はということにね、ある程度は生活が保障されてるんだから、それ以上なんだ、よその何がどうだこうだって、色々資料持ってきてやられてもうちはうちの事情があり、よそはよその事情があるんで、それはちょっと無理じゃないかな。……ここら辺でね分を守った方がね、これ先輩として、いいんじゃないかと。……絶対賃金闘争ではね、組合のいう通りにはね、譲歩しないというね、だろうという声、私もそう信じてる。だから難しいことをしかつめらしい顔をして、いろいろ言葉をやりとりしてもねえ、これは進捗がないと思う。あえてそれをやろうというならね、それは無駄じゃないかと思う。……一応生活保障されてるんだから、それでね、春闘の問題の賃金の問題はこれぐらいでいいんじゃないかなあと思うんですが。」などと述べた。

この発言に対し組合は、生活が保障されているという根拠や学園の財政状況などの裏付け資料を求めたところ、同理事は「私の感想を述べた。」「(理事会の回答を求めるのなら)今日の話合いはできない。」「(理事会の回答は)用意していない。」「君たちは前から全権を委任されているというが、……出席を委任されただけでね、……ここであなた方、スパスパ回答を出せるだけの何はできない。」などと述べた。

また、3月4日確認事項については「私がここにサインしたのは、こういう話合いをね、話合いをしたということを認めたんで。」「今

日の議題は賃金交渉、春闘についてという議題だからこれ（3月4日確認事項）を確認して来なかった。」「これ（モデル賃金表については今は困るから次のときにはっきりしましょう。」などと述べた。

組合は、こうした発言が極めて不誠実であると反発し、3月4日確認事項を理事会に諮って履行すること、それが実現できないときは責任をとって辞任することなどを求め、下記内容の確認書にサインするよう同理事に強く迫ったが、同理事が文書化を拒否したため、結局、同理事との間で下記内容の口頭確認がなされた（以下「5月28日確認事項」という。）。

- 1 3月4日確認事項を履行するために理事会にかける。
 - 2 次回団交を6月3日に行えるかどうかを5月29日までに回答する。
- 以上2点を実行できないときは理事を辞任する。

- (4)① 上記5月28日確認事項の団交期日の回答が学園からなされなかったため、組合は6月4日、学園に対し、約束違反に抗議するとともに同月10日に春闘要求および5月28日確認事項を議題として団交を行うよう申し入れた。

この申入れに対して学園は、6月10日、同月17日午後6時から北区の北とぴあ会議室で団交を行いたい旨回答した。

翌11日、組合は、「大衆団交で押し切ろう」とのタイトルを付して「依然として団交のルールを無視しつづける理事会であります。よって組合としては断固たる態度で対応すべきであります。今回は大衆団交で事態の打開をはかっていくつもりです。」などと記載したビラを配布した。

- ② 6月17日の団交で組合は、学園が5月28日確認事項に違反したことに抗議し、Y6理事の責任を追及したが、学園は「Y6理事の発言は失言だった。」「理事会で辞任してはいけないということだった。」などと述べた。

また、前記3月4日確認事項についてY5理事は、(ア)評議員、監事名の公表は理事会はだめだということだったがY5理事個人はいいと思う。しかし全員は思い出せない、(イ)就業規則はかつて作成しており、掲示もした。法改正等により現状に合わなくなった部分は読み替えて適用すればよい。就業規則が今どこにあるかは、団交に出席している理事は知らないが、すでに提示してあるというのが理事会の見解である、(ウ)理事長の住所はどうしても知らせるなというのが理事会の意向だった、(エ)モデル賃金表は出さない、などと回答した。

春闘要求については、全部についてノーであり、現状のままということで行ってこいと理事会で言われたなどと回答した。

- ③ これらの学園の回答に対して組合は、団交の体裁をなさない対応であると強く反発したが、この団交の席上緊急の問題として提起された

入試作問料のカットの問題や職員旅行への補助のカットの問題も含めて次回団交までに前進した回答ができるかどうか検討したいとの姿勢を学園が示したことから、次回団交で次の事項を実現するようY5、Y6両理事が努力する旨の確認（以下「6月17日確認事項」という。）がなされた。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 次回の団交に理事5名の出席（最低理事長の出席）を実現するよう努力する。2 現行実施賃金の全体像を明らかにする。3 退職金規定を明示する。4 入試作問料をカットしない努力をする。5 職員旅行への補助をカットしない。6 前歴換算の規定を明示する。7 4月15日付の春闘要求に誠意をもって回答する。 |
|--|

- ④ なお、この団交には、前3回までとは異なり、執行委員以外の組合員も含めて十数名の組合員が出席したが、発言者は組合三役が中心であり、出席者が多数であることにより正常な交渉が行われなかったとの事実は認められない。
- ⑤ また、この団交の翌日の6月18日の職員朝会で、職員旅行への補助をカットしないとの発表がなされた。
- (5)① 組合は6月19日、同月24日午後4時から春闘要求および6月17日確認事項を議題として、全組合員と東京私教連代表者の出席のもとに団交を行うよう学園に申し入れるとともに学園の団交姿勢に抗議し、この団交に理事長および全理事が出席するよう要求した。
- この申し入れに対して学園は、6月24日、7月8日午後5時30分から板橋区立文化会館で、Y6理事、Y5理事、Y10課長、Y9課長が出席し、組合側の出席者を学園側と同数として団交を行いたい旨回答した。
- ② 7月8日の団交でY5理事は、評議員名、監事名を公表し、6月17日確認事項について次のように回答した。
- ア 「次回の団交に理事5名の出席（最低理事長の出席）を実現するよう努力する」について
- 特に回答はしなかったが、Y6理事、Y5理事以外の理事は理事長も含めて出席しなかった。
- また、この確認事項の背景となった出席理事への全権委任の問題に関連して、団交の場で私見を述べるなど理事会で注意されたのでこれからは理事としての発言しかできないなどと述べた。
- イ 「現行実施賃金の全体像を明らかにする。」について
- 現行賃金体系を明らかにすることはできないと回答した。組合が、前理事長のもとでの理事会では賃金資料を公開したことがあるとし

て資料の提出を迫ったのに対し、前理事会では出せても現理事会ではだめだということだと述べた。

ウ 「退職金規定を明示する。」について

退職金に関する就業規則の規定（退職時の給料×勤続年数×3／5または東京都私学退職金社団〈以下「退職金社団」という。〉の支給額のいずれか高い額）を説明して、規定の通りであると回答した。組合が、退職金社団加入以前に採用された者の扱いが不明確であるし、退職金社団に前年の給料を申告していることもあり、退職金の規定や運用に不備がある旨を指摘したのに対し、もう少し調べてみると述べた。

なお、学園が説明した就業規則は、昭和37年ごろ作成されたもので（労働基準監督署への届出がなされていたのか否かには争いがある。）、その後学園は、この就業規則を全面的に改正して、4年9月ころから学園の職員室に備えつけたが、退職金の規定については改正しなかった。

エ 「入試作問料をカットしない努力をする。」について

現状では要求に対しては否定的である、作問料は出さないと回答した。

オ 「職員旅行への補助をカットしない。」について

団交の翌日の職員朝会で補助をカットしないとの発表があった旨組合が述べたのに対し、最初はカットする方針だったが、理事会もやっぱりまずいと思ったらしく、出ることになったと述べた。

カ 「前歴換算の規定を明示する。」について

前歴換算は人によって幅が違い、貢献度で決めているので、基準は明示できないと回答した。また、都並みということではなくて帝京自身の基準を設けるべきだという組合の意見はまっとうなものだと個人的には思うが、それができないのが帝京の体質だと他の理事から言われたなどと述べた。

キ 「4月15日付の春闘要求に誠意をもって回答する。」について

ベースアップについては現状通り都並みとすると回答した。その根拠を求める組合の追及に対し、「賃金は組合との交渉で決める」という3月4日確認事項については理事会はこれを認めない旨述べた。

また、その他の労働条件に関する要求については、校長および責任者を通じて許可を得ればよい、ただし産前・産後休暇、育児休業、育児時間については、労基法によって修正されている就業規則の通りとする旨回答した。これに対して組合が、これらの事項が校長らの権限で実施できるのかどうかについて質したが、学園からの明確な回答はなかった。

5 本件申立てとその後の団交について

- (1) 4年10月29日、組合は、上記のような学園の対応が団交拒否に当たるとして、4月15日付の春闘要求に関する団交に、全権委任を受けた交渉員を出席させ、資料を提示して学園の主張の根拠を明らかにするなどして誠実な交渉を行うことなどを求めて、本件（都労委平成4年不第69事件）を申し立てた。
- (2) 本件申立て後も、組合と学園との間で春闘や一時金を議題とする団交が行われており、賃金・一時金について東京都の給与改定に沿った改定がなされていることは窺われる。しかしながら、こうした改定が労使の合意によってなされたとの事実は認められず、また、これらの団交が、本件平成4年春闘要求を課題とする団交と比べて特に変化したと認めるに足る疎明はない。

第2 判断

1 当事者の主張

(1) 申立人の主張

- ① 学園は、平成4年の春闘要求に関する団交において、団交出席理事自らが全権を委任されていない旨発言したり、団交出席理事が確認した確認事項を理事会に否定されたとして次々に反故にするなど交渉権限のない者を交渉員としている。

また、団交の内容をみても、春闘要求について理由も示さずに拒否回答をし、春闘要求に関する交渉の前提となるモデル賃金表の提出を何ら根拠を示さずに拒否したうえ、賃金を組合との交渉で決めるという当然の原則すら否定する意向を明確にしている。

さらに、団交場所を特別の理由もなく学外に固執している。

これらの学園の交渉態度が誠実交渉義務に違反し、団交の拒否に当たるとは明らかである。

- ② 学園は、組合の交渉態度が不当であると非難しているが、そのような非難に根拠がないことは団交の事実関係に照らして明らかである。

(2) 被申立人の主張

- ① 学園は、交渉権限のある理事を団交に出席させており、組合の主張は理事に妥結権限がないことを非難しているにすぎない。
- ② 組合が問題としている3月4日確認書は、団交に不慣れな学園側出席者を組合が威嚇して締結させたもので、4月15日の団交では、学園は、確認書の締結は錯誤であるとして合意を撤回する旨発言しているのであるから、その履行を迫られるいわれはない。
- ③ 組合の交渉態度には、4月15日の団交でY9課長の団交出席を認めないなどと発言したり、5月28日の団交でY6理事に辞任を迫ったり、6月17日には大衆団交をもって臨むなど不当な点が多く、正常な団交は期待できなかった。
- ④ 学園は、賃金は都の人事委員会勧告に準拠するいわゆる人勧準拠方式をとることなど、学園の諸規則に基づいた合理的な回答を行って

る。これに対して組合は、いわゆる人勧準拠方式に反対であることが明らかであるから議論が平行線を辿ることは当然であって、初めから交渉の余地はない。したがって、組合の主張は、組合要求通りの回答が得られなかったことを非難していることに帰する。

- ⑤ 組合は平成5年以降も、本件春闘要求とほぼ同様の要求を行い、学園はこれに関する団交に応じているのであるから、この点に関する救済利益は既に失われている。
- ⑥ 以上のとおり、本件団交が不誠実団交であると評価される理由はない。

2 当委員会の判断

(1)① 学園側の交渉員は、5名の理事のうち、Y6理事とY5理事の2名であり、両理事は、4年3月4日の団交において理事会から全権委任を受けている旨を表明している（第1、4(1)③）。

- ② しかしながら、両理事と組合の委員長が署名して確認した3月4日の確認事項について、両理事はその後の団交で履行をためらう発言を続け、7月8日の団交でようやく評議員、監事名を公表し、9月ころから、学園の職員室に就業規則が備えつけられたものの、その他の確認事項についてはこれを実質的に破棄している。しかも、交渉の過程で両理事は「評議員、監事名の公表は理事会はだめだということだったがY5理事個人はいいと思う。」、「就業規則が今どこにあるかは（団交に出席している理事は）知らないが、すでに提示してあるというのが理事会の見解である。」、「理事長の住所はどうしても知らせるというのが理事会の意向だった。」などと発言しており（第1、4(4)②）、両理事が組合との間で取り交わした確認事項が理事会で全く尊重されていないことが窺われる。

なお、学園は、3月4日確認事項は、団交に不慣れな学園側出席者を組合が威嚇して締結させたものであると主張するが、3月4日の団交の経過をみると、学園側は3月4日確認事項の内容には積極的な態度をとっているものであり（第1、4(1)③）、組合が学園側出席者を威嚇して同確認事項を締結させたものであるとは認められない。

- ③ また、春闘要求が議題に取り上げられた5月21日以降の団交では、交渉員の両理事は、総じて、理事会の回答や未だ回答を用意していないという事実を組合に伝え、組合要求を持ち帰って理事会に付議するという対応に終始している（第1、4(3)～(5)）。
- ④ さらに、これらの交渉の過程で、Y6理事が「君たちは前から全権を委任されているというが、……出席を委任されただけでね、……ここであなた方、スパSPA回答を出せるだけの何はできない。」と発言したり（第1、4(3)②）、Y5理事が「春闘要求については、全部についてノーであり、現状のままということで行ってこいと理事会で言われた。」（同(4)②）、「団交の場で私見を述べるなど理事会で注意さ

れた。」(同(5)②ア)、「都並みということではなくて帝京自身の基準を設けるべきだという組合の意見はまっとうなものだと個人的には思うが、それができないのが帝京の体質だと他の理事から言われた。」(同カ)などと発言したりして実質的な交渉権限がないことを表明している。

- ⑤ 以上の事実をみれば、両理事は、法的に交渉権限があるはずの理事の職にありながら、事実上、理事会によってその権限の制約を受け、したがって、実質的な交渉権限を付与されていなかったものとみざるをえない。

しかも、7月8日の団交にあたっては、組合が権限ある交渉員の出席を求める趣旨で理事長を含む理事全員の出席を求めたにもかかわらず学園はこれにも応じなかった(第1、4(5)②ア)。

- (2)① ところで、学園の教員の賃金については、2年6月の団交で、学園が他の私立学校の教員と比較して低いことを認めており(第1、2(2))、また、学園では東京都職員給料表を賃金テーブルとして用い、給料は「都並み」であるとしているが、賃金テーブルの運用が異なることから、実際の賃金は同経歴の都の職員よりも低かったこと(同4(1)④)は前段認定のとおりである。

そして、組合は、こうした事実を前提として、モデル賃金表の提出を求めるなど再三学園における賃金制度を明らかにするように求め、それに基づいて賃金交渉を行うよう主張した。これに対して学園は、3月4日確認事項によりモデル賃金表の提出を約束しているにもかかわらず(同(1)③)、(ア)5月28日の団交では、「これ(モデル賃金表について)は今困るから次のときにはっきりしましょう。」などと述べ(同(3)②)、(イ)6月17日の団交では、モデル賃金表は出さないと述べ(同(4)②)、(ウ)7月8日の団交では、「現行賃金体系を明らかにすることはできない。」「前理事会では出せても現理事会ではだめだということだ。」などと述べて(同(5)②イ)、結局モデル賃金表は示さなかった。そして、賃金制度についても抽象的に「都並み」と述べるのみで、都と異なる運用を行っている部分があるにもかかわらず、制度の全体像も示さず、その合理性についても一切説明していない。

- ② また、4月15日付の組合の春闘要求に対する学園の対応をみると、(ア)5月28日の団交では、Y6理事が「こころ辺でね分を守った方がね、これ先輩として、いいんじゃないかと。……絶対賃金闘争ではね、組合のいう通りにはね、譲歩しないというね、だろうという声、私もそう信じてる。だから難しいことをしかつめらしい顔をして、いろいろ言葉をやりとりしてもねえ、これは進捗がないと思う。あえてそれをやろうというならね、それは無駄じゃないかと思う。」「(理事会の回答を求めるのなら)今日の話合いはできない。」「(理事会の回答は)用意していない。」などと述べ(第1、4(3)②)、(イ)6月17日の団交

では、春闘要求については、全部についてノーであり、現状のままということで行ってこいと理事会で言われたなどと回答し（同(4)②）、(ウ) 7月8日の団交ではY5理事がベースアップについては現状通り都並みとすると回答したものの、その根拠を求める組合の追及に対し、「賃金は組合との交渉で決める」という3月4日確認事項については理事会は認めない旨述べたのであり（同(5)②キ）、組合要求を拒否する旨の学園の回答の根拠について何の説明もないばかりか、説明の必要性もないとする姿勢さえ示している。

- ③ なお、学園は、いわゆる人勧準拠方式を主張する学園の主張とこれに反対する組合の主張とが平行線を辿ることは当然であって、初めから交渉の余地はないと主張している。しかしながら、組合の春闘要求のうち賃金制度に関する部分に限定して考えたとしても、上記判断のとおり、組合が、まず学園の賃金制度を明確にしたうえで賃金交渉を行おうとしていたことは明らかであり、いわゆる人勧準拠方式であっても運用の如何によっては受け入れる余地がなかったとはいえないことに加え、上記のとおり学園は、賃金制度の全体像も示さず、その合理性についても一切説明していないのであるから、学園の主張は採用できない。
- ④ 以上の事実をみれば、学園は、組合要求を真剣に検討して容認できるものは容認したり、学園の意見と相容れない部分について合理的な理由を示して組合を説得しようとするなどして組合と実質的な団交を行っていたものとは認められない。
- (3) ところで、学園は、組合の交渉態度が不当であり正常な団交は期待できなかったと主張しているので、この点について以下に判断する。
- ① 学園は、4月15日の団交でY9課長の団交出席を認めないなどと発言したりした組合の態度は不当であると主張する。
- 組合のこの発言は、3月4日確認事項によりモデル賃金表の提出を約束しているにもかかわらず、同課長が、表の作り方が分からないので表のフォームが組合から提出されるのを待っていたこと、確認書は自分が調印したのではないからそれを実行する必要はないことなどを述べたことに反発したものであるが（第1、4(2)②エ）、たしかに、3月4日の団交の経緯をみれば、組合からモデル賃金表のフォームを示してもよいとの発言もあった（第1、4(1)③）のであるから、同課長がフォームの提出を待っていたと述べたことは責められない。しかしながら、交渉員である理事が調印した確認書について、自分が調印したのではないからそれを実行する必要はないと述べたことは、責められてもやむをえないものであり、組合の上記の発言は、同課長が団交の書記としての役割を逸脱するような発言をしたことに反発したものであるから、この発言をもって、組合が不当な交渉態度をとっていたものとみることはできない。

- ② 学園は、5月28日の団交でY6理事に辞任を迫った組合の態度は不当であると主張する。

たしかに、理事の辞任を迫ることは穏やかでない面もあるが、交渉経過をみれば、組合の真意は、Y6理事の辞任自体を求めるというよりも3月4日確認事項を理事の職を賭けて履行するよう求めることにあったことは明らかである。そして、4月15日の団交を経た5月28日の団交においても、3月4日の確認事項は話合いのなされた項目の確認にすぎないとY6理事が述べたことなどから、同理事が確認事項を真剣に実現しようとしているのか否かについて組合が不安を抱いたとしてもやむをえない面があり、同理事に辞任を求めるような発言をしたことのみをもって、組合が正常な団交が期待できないような交渉態度をとっていたものとまでみることはできない。

- ③ 学園は、6月17日の団交は、いわゆる大衆団交であり、交渉態度として不当であると主張する。

たしかに、6月17日の団交に先立ち、組合がこの団交を大衆団交とする旨のビラを配布し、この日の団交には執行委員以外の組合員も含めて十数名が出席したのではあるが、発言者は組合三役が中心であり、出席者が多数であることにより正常な交渉が行われなかったものではなく（第1、4(4)④）、組合が不当な交渉態度をとっていたものとみることにはできない。

- ④ したがって、組合の交渉態度が不当であり正常な団交は期待できなかったとの学園の主張は採用できない。

- (4) また、学園は、組合の平成5年以降の春闘要求に関する団交に学園が応じているのであるから、この点に関する救済利益は既に失われていると主張する。

たしかに、本件申立て以降も当事者間で春闘や一時金を議題とする団交が行われており、賃金・一時金について、東京都の給与改定に沿った改定がなされていることは窺われるものの（第1、5(2)）、こうした改定が労使の合意によってなされたとの事実は認められず、また、これらの団交が、本件平成4年春闘要求を議題とする団交と比べて特に変化したと認めるに足る疎明はないのであるから、本件の救済利益が失われたものと判断することはできない。

- (5) 以上を勘案すれば、結局学園は、権限のある交渉員を団交に出席させず、また、組合要求に対する学園の回答を合理的な根拠を示して説明するなどして誠実な交渉を行ったものとは認められないのであり、このような学園の態度は団交の拒否にあたる。

- (6) なお、申立人は4月15日付の春闘要求に関する議題について団交に応じることを求めている。同議題のなかには、組合と学園との労使関係の運営ないしは組合員の労働条件そのものを問題としているとは言い切れない議題も含まれているが、これらの議題に関しても、学園は、組合と

学園との労使関係の運営ないしは組合員らの労働条件と関連する限りにおいては団交に応じなければならない。

- (7) また、申立人は、学内で団交に応じなかったことをも不当労働行為であると主張しているが、この点についての疎明が十分であるとは言えず、また、申立人もこの点についての具体的な救済を求めているから、救済は主文の程度とする。

第3 法律上の根拠

以上の次第であるから、被申立人学園が、平成4年4月15日付要求書に関する団体交渉において、権限のある交渉員を出席させず、また、誠意をもって交渉に応じなかったことは労働組合法第7条第2号に該当する。

よって、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

平成7年5月23日

東京都地方労働委員会
会長 沖野威